

お知らせ

発行／加茂市役所
〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号
TEL 0256-52-0080
FAX 0256-53-2729
ホームページ
<http://www.city.kamo.niigata.jp>
E-mail
kamo@city.kamo.niigata.jp
編集／総務課
印刷／(有)とう印刷

マイナンバー制度が始まります



マイナンバーは、住民票を有するすべての人に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは一生使うもので。大切にしてください。

■平成27年10月から、国民の皆様一人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。

・通知カードを受け取られた人

は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

■平成28年1月から、マ

イナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用します。

・年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続きなど、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。

・民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

■メール文の凡例（文面は状況により変更する場合あり）

こちらは新潟県です。○時○分に、加茂市で土砂災害警戒情報が発表されました。

大雨による土砂災害発生の危険が非常に高くなっています。厳重に警戒してください。

今後の気象情報や市町村からの情報等に注意してください。

ながいき川柳句題「友」
アでアーケードに掲示（10月1日）

※入賞者には
加茂市商店街
共通商品券を



申し込み 8月16日（日）まで
電話番号
0178-01570-201
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

申込番号
53-3434
に加茂市商店街協同組合（〒959-1135仲町1-34、☎521-0775、FAX

応募方法 1人2句以内。
書きの裏面に必要事項を楷書で記入し、ご応募ください。（ファックス、持参も可）。

応募方法 1人2句以内。
書きの裏面に必要事項を楷書で記入し、ご応募ください。（ファックス、持参も可）。

日～11月3日）する川柳を募集します。句題は「友」です。
友だちは一生の宝ともいわれます。親友や頼りになる友のことを、五・七・五にまとめて応募してください。

土砂災害警戒情報（※1）や津波情報など、生命を守るために避難行動を必要とする状況で発表される警戒情報を、新潟県が緊急速報メール（※2）を使い呼びかけます。

土砂災害等警戒呼びかけ 県から緊急速報メール



加茂病院は加茂市の宝「美人の湯」も加茂市の宝よろしくお願いいたします

※1 お住まいの市町村内で大雨による土砂災害発生の危険度

※2 NTTドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話・スマートフォンに配信されます。土砂災害発生の危険度等は新潟県土砂災害警戒情報システム（<http://dokoku-bousai.pref.niigata.jp/sabou/>）で確認できます。

問い合わせ 新潟県防災局危機対策課（☎025-1282-1638）

休日当番医

9:00～17:00

月 日	当 番 医	☎
7/19（日）	徳友医院	53-0167
20（月・祝）	須田医院	41-5025
26（日）	星野内科医院	41-4141
8/2（日）	小池内科消化器科クリニック	53-3355
9（日）	吉田内科医院	57-7511
15（土）	さくらクリニック	52-9511

国保の加入、脱退は14日以内に市民課へ届け出を

職場の保険に加入したなど、次の場合は届け出てください。

こんなときは		持てくるもの
加 入	他市町村から転入してきた	転出証明書
	退職や認定取消などで他の健康保険をやめた	健保などの資格等喪失連絡票
	子どもが生まれた	印鑑、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなった	保護廃止連絡票
脱 退	他市町村へ転出する	保険証
	他の健康保険に加入した	国保と健保などの保険証
	死亡した	印鑑、保険証
	生活保護を受けた	保険証、保護開始連絡票
その他	退職者医療制度に該当することになった	年金証書、保険証
	住所、世帯主、氏名などが変わった	保険証
	保険証をなくした	本人確認できるもの(代理の場合郵送)
	保険証の内容訂正または汚れた	保険証
	修学のため他市町村へ行く	保険証、在学を証明するもの

国民健康保険からのお知らせ



国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに、安心してお医者さんにかかることができるよう、日ごろから収入に応じてお金（国保税）を出し合ない、みんなで助け合う制度です。

■保険証を更新
国保の保険証（国民健康保険被保険者証）を8月に更新します。色は「ベージュ色」で、世帯の分をまとめて世帯主宛てに郵送するので、内容を確認のう

すべての人が国保に加入します。

保険証が8月から変更

え大切に保管してください。
保険証の有効期限 有効期限は毎年7月31日ですが、毎年7月31日ですが、次の場合は別に定められています。

①退職者医療の対象者は64歳ま

で 退職者医療制度に該当している人と、その被扶養者が65歳になる人の保険証は、有効期限が誕生月の月末までです。

有効期限が切れる前に一般の保険証をお届けします。

②70歳になる人には兼高齢受給者証
70歳に達している人（以下高齢受給者。ただし、後期高齢者の医療制度の対象者は除く）の保険証は高齢受給者証を兼ね、その人の負担割合が記載されています。

③75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に新たに75歳に達する人の保険証の有効期限は誕生日の前日までです。

■保険証は8月から桃色に 8月から後期高齢者医療制度の保

ます。高齢受給者となるのは70歳の誕生日の翌月（1日生まれの人は誕生日）からです。新たに70歳になる人は、有効期限が誕生日の月末（1日生まれの人は前月末）までです。

保険証は「桃色」です。個人宛てに郵送しますが、今月末になつても保険証が届かなかつたり保険証の記載事項に誤りがあったときは健康課へご連絡ください。

退職者医療制度



会社などを退職して、年金（厚生年金や共済年金）を受けられる人と、その被扶養者は「退職者医療制度」の保険証で医療を受けます。退職者医療制度は本人の自己負担と保険税のほかは、職場の健康保険などが出し合います。退職者医療制度は本拠地が財源です。

なお、平成27年4月からは退職者医療制度の新規適用はありません。この制度の加入期間が20年以上もしくは40歳以後の加入期間が10年以上ある人（雇用保

ませんが、平成27年3月までに適用された人は、65歳に達するまで対象となります。対象者は、次の条件のすべてに当てはまる人（退職被保険者本人）と、その被扶養者です。

▼退職被保険者本人
①国保に加入している65歳未満の年金制度から老齢（退職）年金を受けることができる人で、これらの制度の加入期間が20

年間収入が130万円（60歳以上や障害者は180万円）未満の人。保険証の切り替えには年金証書（加入期間が分かる証書）と一般の国保の保険証が必要です。

後期高齢者 医療制度



受給者、若年停止者を除く）。▼被扶養者（扶養家族） 退職被保険者と生活を共にし、主に被扶養者の収入によって生活を維持している次の人。

①退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁含む）と三親等以内の親族、または配偶者の父母と子。②国保に加入している65歳未満の人。

③年間収入が130万円（60歳以上や障害者は180万円）未満の人。保険証の切り替えには年金証書（加入期間が分かる証書）と一般の国保の保険証が必要です。

